

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	後期高齢者医療制度関係事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長岡市は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書では、以下の略称を用いています。
「番号法」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
「番号法第19条第8号に基づく主務省令」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年／デジタル庁／総務省令第9号）

評価実施機関名

長岡市長

公表日

令和7年6月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の内容	＜制度内容＞ 後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に関する保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。 後期高齢者医療制度では、適用年齢(75歳以上)になると、現在加入している国民健康保険や健康保険組合から移行となり、後期高齢者だけの独立した医療制度に組み入れられるという点や、徴収方法が年金からの特別徴収(天引き)が基本となっている点等が特徴として挙げられる。 後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合(その都道府県の区域内の全市区町村が加入する広域連合)が設置され、保険者となる。政令指定都市も独立した運営ではなく、その市がある都道府県の広域連合に参加することになる。なお、保険料の徴収事務や申請・届出の受付、窓口業務については市区町村が処理する事務とされている。 対象となる被保険者は、広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の高齢者と、広域連合の区域内に住所を有する65～74歳の者であって、広域連合から障がい等による被保険者資格の認定を受けた者である。 後期高齢者医療制度における療養の給付等については、概ね健康保険と同様の給付が行われる。また、加入者全員が「被保険者」となる(「被扶養者」という概念はない)ため健康保険に定める「家族給付」は存在しない。 後期高齢者医療制度の財政は、医療給付費の約5割を公費(内訳は国:都道府県:市区町村＝4:1:1)で、約4割を各医療保険の加入者で負担し(後期高齢者交付金)、残りの約1割を被保険者の保険料で負担するように設定されている。 ＜事務内容＞ 後期高齢者医療制度では、長岡市と新潟県後期高齢者医療広域連合(以後、「広域連合」という)が連携して事務を行う。 基本的な役割分担は、 ・長岡市:各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収 ・広域連合:被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 1 資格管理業務 ・被保険者証等の即時交付申請 住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合において即時に審査・決定を行い、長岡市から当該住民に対して被保険者証等を発行する。 ・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動 長岡市から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、長岡市から当該住民に対して被保険者証等を発行する。上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。 2 賦課・収納業務 ・保険料賦課 長岡市から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、長岡市から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する。 ・保険料収納管理 広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、長岡市において保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知し、普通徴収の場合は当該住民に納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。 3 給付業務 長岡市において住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において療養費支給の認定処理を行い、当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	・後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以後、「標準システム」という) ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町村に設置される窓口端末で構成される。								
②システムの機能	1 資格管理業務 (1)被保険者証の即時交付申請 長岡市の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を長岡市の窓口端末へ配信する。 長岡市の窓口端末では配信された決定情報をもとに被保険者証等を発行する。 (2)住民基本台帳等の取得 長岡市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 (3)被保険者資格の異動 (2)により長岡市の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を長岡市の窓口端末へ配信する。 2 賦課・収納業務 (1)保険料賦課 長岡市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを長岡市の窓口端末へ配信する。 (2)保険料収納管理 長岡市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 3 給付業務 長岡市の窓口端末を用いて、療養費支給申請に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて療養費支給決定を行い、長岡市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を長岡市の窓口端末へ配信する。 ※ オンラインファイル連携機能とは、長岡市の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを長岡市の窓口端末に配信する機能のことをいう。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 (	)
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 (	)								

システム2～5

システム2	
①システムの名称	後期高齢者医療システム
②システムの機能	1 資格情報管理機能 被保険者番号、個人番号、氏名、生年月日等の被保険者に関する情報等の管理を行う機能。 2 賦課情報管理機能 広域連合から提供された賦課情報を基に賦課額及び期別賦課額等の賦課情報の管理を行う機能。 3 賦課処理機能 納入通知書出力、徴収方法変更等の処理を行う機能。 4 収納情報管理機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合利用番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 各事務システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化、電子文書への署名付与、検証、鍵の管理等を行う。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム4

①システムの名称	統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)
②システムの機能	1 団体内統合利用番号付番機能 団体内統合利用番号が未登録の個人について、新規に団体内統合利用番号を付番する。 2 宛名情報等管理機能 統合宛名システムにおいて宛名情報等を団体内統合利用番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3 中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合利用番号に紐付く宛名情報等を通知する。 4 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき個人番号又は、団体内統合利用番号に紐付く宛名情報等を通知する。 5 権限管理機能 統合宛名システムを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (中間サーバー(中間サーバー端末含む)、既存業務システム)

システム6~10

システム11～15

システム16～20

3. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療関連情報ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	番号法別表第85の項
--------	------------

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	----------	---------------------------------------

②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第115の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第117の項
---------	--

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健部 国保年金課
-----	-------------

②所属長の役職名	課長
----------	----

7. 他の評価実施機関

—

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(※): 75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、又は65歳以上75歳未満で一定の障がいがある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員: 被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者
その必要性	被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)

	その妥当性	・個人番号:対象者を正確に特定するために記録するもので、番号法第9条及び別表第一第59号により利用可。 ・その他識別情報(内部番号): (宛名番号・世帯番号)住民基本台帳や資格に関する情報を管理するために記録するもの。 (被保険者番号)資格や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報を管理するために記録するもの。 ・基本4情報、連絡先、その他住民票関係情報:被保険者について、通知及び照会を行うために記録するもの。 ・地方税関係情報:保険料賦課・徴収に関する事務を行うために記録するもの。 ・健康・医療関係情報:給付に関する事務を行うために記録するもの。 ・医療保険関係情報:資格管理に関する事務を行うために記録するもの。 ・障害者福祉関係情報:障害認定に関する事務を行うために記録するもの。 ・生活保護・社会福祉関係情報:適用除外に関する事務を行うために記録するもの。 ・介護・高齢者福祉関係情報:高額医療・高額介護合算療養費に関する事務を行うために記録するもの。 ・年金関係情報:保険料賦課、徴収に関する事務を行うために記録するもの。	
	全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日		平成28年1月1日	
⑥事務担当部署		福祉保健部 国保年金課	
3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、福祉課、生活支援課、介護保険課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構、新潟県後期高齢者医療広域連合、デジタル庁) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☒ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()	
③使用目的 ※		・被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。	
④使用の主体	使用部署	国保年金課、各支所地域振興・市民生活課	
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

⑤使用方法	1 資格管理業務 ・被保険者証の即時交付申請 長岡市の後期高齢者医療窓口において、住民から被保険者資格に関する届出を受け付け、個人番号等の確認を行った後に長岡市の窓口端末に入力する。長岡市の窓口端末への入力後は、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定が行われるので、長岡市の窓口端末から被保険者証等を発行し交付する。 ・住民基本台帳等の取得 長岡市の住基システムから抽出された被保険者や被保険者の世帯員及び年齢到達予定者等の住民票の異動に関する情報を、長岡市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 ・被保険者資格の異動 広域連合の標準システム内に蓄積されている住民に関する情報から、年齢到達者等を抽出し、被保険者資格に関する審査・決定を行う。また、広域連合の標準システムより被保険者情報等を長岡市の窓口端末へ配信し、長岡市の窓口端末から同データを移出して、長岡市システム内に移入することで、長岡市システムにおいても同情報を管理する。 2 賦課・収納業務 ・保険料賦課 個人住民税に関するデータを、長岡市の地方税システムから移出し、長岡市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報データを長岡市の窓口端末に配信し、長岡市の窓口端末から同データを移出して、長岡市システム内に移入し、長岡市では当該住民に賦課決定通知書等で通知する。 ・保険料収納 長岡市システムでは、保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知、普通徴収の場合は当該住民に納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。また、保険料収納に関する情報等に関するデータを移出し、長岡市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 3 給付業務 長岡市の後期高齢者医療窓口において、住民からの各種療養費支給申請書に関する届出を受け付け、その届出内容を長岡市の窓口端末に入力する。広域連合の標準システム内では、当該情報の他にレセプト情報等を管理しており、それらを用いて各種療養費支給の認定処理を行い、各種療養費支給決定通知情報等を作成する。長岡市にはファイルサーバ接続にて支給決定情報を提供し、当該住民に対して広域連合から各種療養費支給決定通知書等を交付する。
情報の突合	・被保険者からの申請等を受け付ける場面において、申請書に記載された情報と広域連合で管理する被保険者資格等の情報を突合することにより、個人番号を用いて個人と業務データの正確な紐付けを個人番号で行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1	後期高齢者医療システムの運用保守
①委託内容	後期高齢者医療システムの運用保守
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社RKKCS
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法 業務委託契約書において、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならないことを明記しているが、再委託の申請書を提出の上、長岡市の承諾を得た場合は、この限りではないとしており、承認した。 再委託先は「秘密保持義務」「個人情報の保護」について記載のある業務委託契約書の内容を遵守する契約内容となっている。 また、業務の再委託は、すべて③にある委託先の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、③にある委託先の責めに帰す事由とみなすことを業務委託契約書内に明記している。
	⑥再委託事項
委託事項2～5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

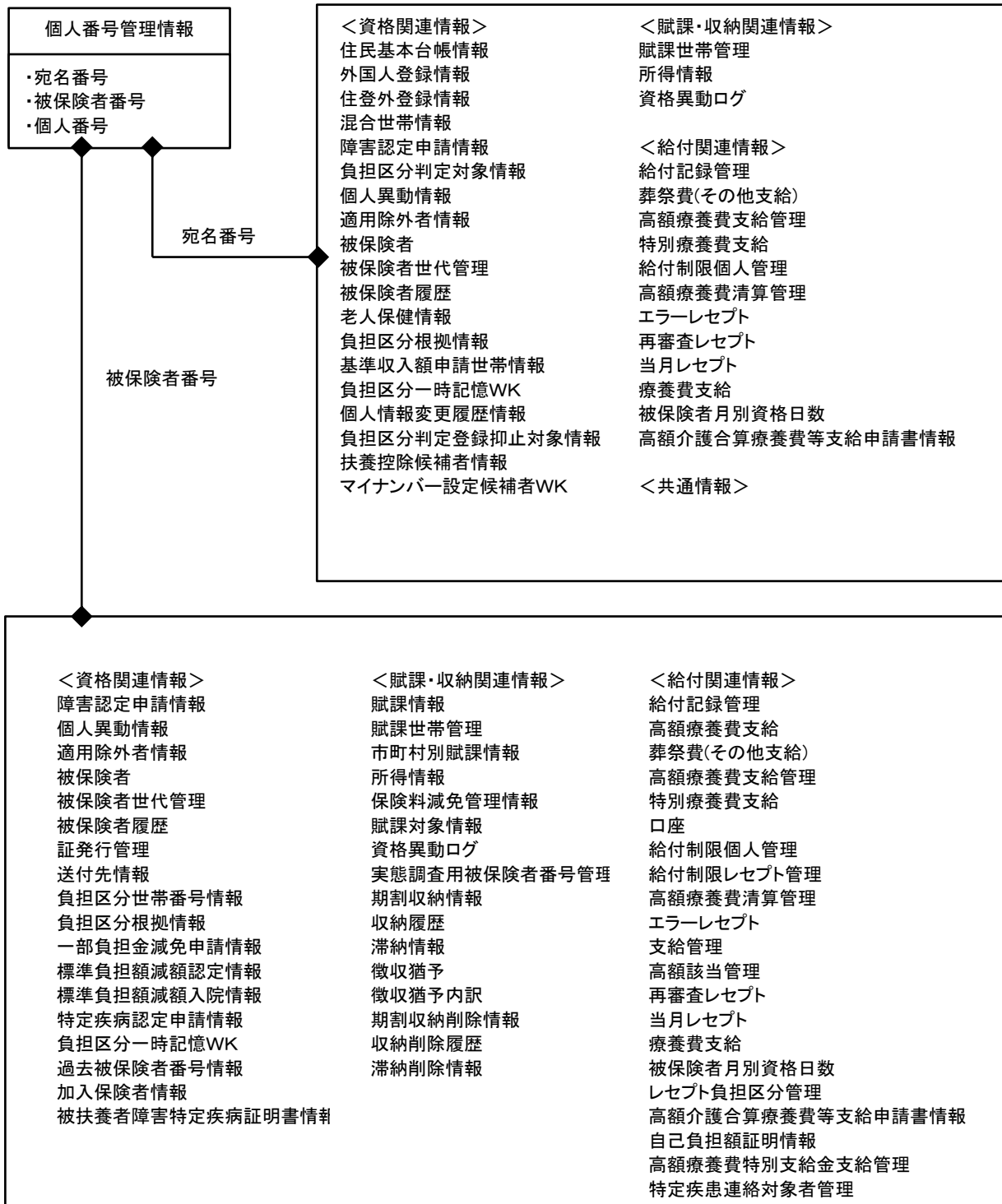
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[] 提供を行っている（ ）件 [○] 移転を行っている（ ）件 [] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他（ ） [] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	新潟県後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	【住民基本台帳情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第10項 【住民基本台帳情報以外の情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第138条 市区町村と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）」（平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号）の記の2により、窓口業務を構成市区町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、長岡市が広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、長岡市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。
②移転先における用途	・被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。

移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜標準システムにおける措置＞ 後期高齢者医療関連情報ファイルは磁気ディスクで原本管理しており、以下に示すサーバー内にデータ保管している。 ・広域連合の標準システムのサーバーはデータセンターに設置しており、センターへの入館及びサーバー室への入退出は厳重に管理されており、サーバーの操作を許可された者だけが入場できる場所にサーバーを設置している。データセンターのサーバー室への入退出は、暗証番号およびバイオ(生体)認証を実施している。 ・また、サーバーの操作は、サーバー管理用の端末でしか実施できない。サーバー管理端末の設置場所への入退出は、カードキー認証を実施している。サーバー管理端末は、カードキー及びユーザIDとパスワードによって管理している。 ・広域連合の情報セキュリティ対策基準に則して、サーバー室への入退出管理については統括情報セキュリティ責任者(事務局次長)、サーバー管理端末の操作に関する権限付与については、システム理者(所管担当課長)が職員等に対して実施する。 ・(不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいう)アクセス制御機能としては、ユーザIDによるユーザの識別、パスワードによる認証、認証したユーザに対する認可の各機能によって、そのユーザがサーバー及びシステムで操作できる事項を制限し、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 ＜長岡市における措置＞ セキュリティカード及び生体認証等にて入退室管理している部屋に設定したサーバ内に保管。サーバーへのアクセスはID／パスワードにより認証が必要。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【後期高齢者医療関連情報ファイル(後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム))】



(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**【ファイル記録項目(2)】****【後期高齢者医療関連ファイル（後期高齢者医療システム）】****1 保険料情報ファイル**

被保険者番号	算定団体コード	賦課年度	相当年度
履歴番号	通知書番号	翌年度通知書番号	賦課管理番号
市区町村特別保険料	過年分保険料額	不均一賦課地区コード	暫定確定賦課フラグ
申告区分	通知書発送要否フラグ	資格取得年月日	資格喪失年月日
広域内転居取得年月日	広域内転居喪失年月日	賦課事由コード	賦課事由
賦課決定年月日	期割更正事由コード	期割更正事由	期割更正日
所得割率	所得金額	所得割額	均等割額
算出額	賦課期日	減額区分	軽減額
限度超過額	年保険料額	月数	月割減額
特別軽減区分	月別資格情報	賦課期日2	減額区分2
軽減額2	限度超過額2	年保険料額2	月数2
月割減額2	特別軽減区分2	月別資格情報2	減免額
後期高齢者保険料	賦課のもととなる 所得金額（変更前）	賦課のもととなる 所得割額（変更前）	所得割額 （変更前）
均等割額（変更前）	算出額（変更前）	賦課期日（変更前）	減額区分（変更前）
軽減額（変更前）	限度超過額（変更前）	年保険料額（変更前）	月数（変更前）
月割減額（変更前）	特別軽減区分（変更前）	月別資格情報（変更前）	賦課期日2（変更前）
減額区分2（変更前）	軽減額2（変更前）	限度超過額2（変更前）	年保険料額2（変更前）
月数2（変更前）	月割減額2（変更前）	特別軽減区分2（変更前）	月別資格情報2（変更前）
減免額（変更前）	後期高齢者医療保険料 （変更前）	所得割軽減額	所得割減額区分
所得割軽減額（変更前）	所得割減額区分（変更前）	口座登録・連携ファイル 関係情報	予備

2 保険料期割情報ファイル

科目コード	科目詳細コード	被保険者番号	算定団体コード
期割団体コード	現年過年区分	賦課年度	相当年度
通知書番号	論理期別	履歴番号	年月
納税義務者個人番号	更正日	保険料	不納欠損額
公示伝達区分			

3 特別徴収基本ファイル

被保険者番号	算定団体コード	賦課年度	相当年度
履歴番号	通知書番号	補足年度	特徴対象者個人番号
特徴状態	基礎年金番号	特徴徴収義務者コード	年金コード
特徴開始月	特徴開始期別	特徴終了月	特徴終了期別
特徴中止事由	仮徴収変更区分1	仮徴収変更区分2	仮徴収変更区分3
特徴徴収義務者 コード4～8月	年金コード 4～8月	特徴徴収義務者 コード10～2月	年金コード 10～2月
特徴依頼日			

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【標準システム窓口端末における措置】 ・特定個人情報の入手元は、広域連合の標準システムに限定されており専用線を用いるとともに、指定されたインターフェイス(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御している。 【紙媒体における措置】 ・窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。 ・申請書等については、必要な情報のみを記載する様式とする。 ・申請書等の記載時において、本人以外の情報を誤って記載することがないように記入例で案内し、記載指導により本人以外の情報を記載させないようにする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【標準システムに対する措置】 ・後期高齢者医療制度関係事務において、広域連合が保険者(運営主体)として構成市町村より住民異動情報や課税データをシステム連携により取得している。使用するシステムは標準システムのみを使用し、広域連合と長岡市の標準システム窓口端末は、専用回線で接続をされており、通信には、認証等を実施して情報の漏えいを防止している。 【紙媒体に対する措置】 ・紙媒体により提出された申請書等の特定個人情報は、定められた保管場所で施錠管理を行い、漏えいや紛失を防止する。 ・紙媒体を窓口で受け取り後、事務処理が完了したら速やかに保管場所で管理するよう徹底する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【長岡市における措置】 ・宛名システム等では権限での管理を行っており、必要ない情報を参照できないように制御を行っている。 【広域連合標準システムと長岡市とのデータ連携における措置】 ・広域連合標準システムと長岡市とのデータ連携は、USBメモリにより行っており、連携担当者及び連携に使用する端末が限定されている。使用するUSBメモリも情報担当課においてあらかじめ登録されたものを使用し、データ連携後は、USBメモリ内のデータを消去している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	【標準システム窓口端末における措置】 ・標準システム窓口端末を使用する必要がある取扱者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を行う。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時はログアウトする。 【長岡市における措置】 ・システム利用は必要と思われる職員等のIDについて操作権限を割り当て、ICカード、ID、パスワードによる認証を行っている。 ・なりすましによる不正を防止するため、パスワードに一定の有効期限を設けている。	
その他の措置の内容	【長岡市における措置】 システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、システム上3か月、それ以前のものはCSVデータとして7年間保存する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・業務外利用の禁止等を個人情報保護研修で指導する。 ・他市町村や行政機関において、市民等の情報をのぞき見したり、市民等の情報を外部に漏らしたりした者についての新聞報道等を、個人情報保護研修で配布し、その事故の背景を十分に説明した上で、職員の意識の向上に努める。 ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・派遣者・委託先に対し指導する。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1 個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等遵守に関する事項 2 秘密保持義務に関する事項 3 特定個人情報の目的外利用の禁止に関する事項 4 再委託における条件に関する事項 5 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄に関する事項 6 従業者に対する監督・教育に関する事項 7 必要があると認めるときに実地調査を行うことができる規定に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先と同様の規定を再委託先にも遵守させている。	

その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない			
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法 【広域連合への移転】 ・標準システム窓口端末における措置 ・長岡市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信については、「府番第27号 一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 ・情報システム管理者は長岡市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。			
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【長岡市における措置】 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。言い換えれば、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 【中間サーバーの運用における措置】 情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法の規定に基づき認められる提供以外は受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合についても記録を残し、提供記録は7年分保管する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	1 サーバー設置場所へは許可なく入室できないよう入退室の管理を行っている。 2 不正アクセスを防止するためウイルス対策ソフトの導入を行っている。 3 保管期間が過ぎた紙媒体については外部業者による溶解処理を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 1 システムにおけるサーバの設置場所では監視カメラやICカードで入退室を管理しているほか、事務端末及び紙ベースの資料については施錠ができる場所で保管している。
- 2 ウイルス対策ソフトを導入しデータの流出・消去を防ぐほか、紙ベース資料については保存年限を設けて管理を行うことにより不要な情報消去を防ぐ。

物理的対策

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

- ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可されたものだけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。
- ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

技術的対策

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

- ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
- ②長岡市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
- ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。
- ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルスソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ⑤長岡市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適応を行う。
- ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
- ⑦長岡市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。
- ⑧長岡市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

特定個人情報の消去手順

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

8. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な方法	【標準システムに関する教育・啓発】 ・職員及び嘱託員に対しては、個人情報保護に関する教育及び研修を実施している。 ・委託者に対しては、契約内容において、個人情報の保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 【長岡市における措置】 ・管理職員又は一般職員を対象とした情報セキュリティ研修を、交互に年1回実施し、情報セキュリティ意識の向上を図っている。 ・更に、初任者及び臨時職員については、別途、情報セキュリティに関する研修を年1回実施している。 ・希望者を対象としたeラーニングによる情報セキュリティ研修の実施。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
10. その他のリスク対策		
【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理簿等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ガバメントクラウド上での業務データの取り扱いについては、当該業務データを保有する長岡市及びその業務データの取り扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は長岡市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、長岡市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部 庶務課 〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10 TEL0258-39-2203
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	福祉保健部 国保年金課 〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10 TEL0258-39-2317
②対応方法	・問合せ受付時に、問合せに対する対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関連部署に事実確認を行う。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年2月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	長岡市パブリックコメント実施要綱(平成21年長岡市告示第88号)に基づくパブリックコメントの実施
②実施日・期間	令和2年2月7日から同月28日まで
③主な意見の内容	特に意見はなかった。
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	令和2年3月3日
②方法	長岡市個人情報保護審議会による点検を実施
③結果	特に意見はなく、問題ないとして了承された。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月2日	I 基本情報 6 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	佐山 孝	栗林 順子	事後	重要な変更にあたらない項目
平成30年7月2日	III リスク対策 8 監査	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	I 基本情報 6 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	栗林 順子	課長	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ③ 対象となる本人の範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ④ 記録される項目 主な記録項目 ※	[] その他 ()	[○] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)	事前	重要な変更に当たる項目
令和5年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ④ 記録される項目 全ての記録項目 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目		「口座登録・連携ファイル関係情報」を追加	事前	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ① 入手元 ※	[○] 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構、新潟県後期高齢者医療広域連合)	[○] 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構、新潟県後期高齢者医療広域連合、デジタル庁)	事前	重要な変更に当たる項目
令和5年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ② 入手方法	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 情報提供ネットワークシステム	事前	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ④ 使用の主体 使用部署	国保年金課・各支所市民生活課	国保年金課・各支所地域振興・市民生活課(栃尾支所は市民生活課)	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	表紙 特記事項	「番号法」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 「主務省令①」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年／内閣府／総務省令第5号) 「条例」…長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	「番号法」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 「番号法第19条第8号に基づく主務省令」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年／デジタル庁／総務省令第9号)	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	I 基本事項 4 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1第59の項 主務省令①第46条	番号法別表第85の項	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表第2第83の項 (情報照会の根拠) 番号法別表第2第82の項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第115の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第117の項	事後	重要な変更にあたらない項目

令和7年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	国保年金課・各支所地域振興・市民生活課（栃尾支所は市民生活課）	国保年金課、各支所地域振興・市民生活課	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所		【追記】 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和7年6月30日	Ⅲ リスク対策 ※（7. ②を除く。） 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		【追記】 物理的対策 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可されたものだけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更
令和7年6月30日	Ⅲ リスク対策 ※（7. ②を除く。） 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		【追記】 技術的対策 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②長岡市が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルスソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤長岡市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適応を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦長岡市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧長岡市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
令和7年6月30日	Ⅲ リスク対策 ※（7. ②を除く。） 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		【追記】 特定個人情報の消去手順 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更

令和7年6月30日	Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。) 10. その他のリスク対策		【追記】 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ガバメントクラウド上での業務データの取り扱いについては、当該業務データを保有する長岡市及びその業務データの取り扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は長岡市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、長岡市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更
-----------	--------------------------------------	--	--	----	-------